

競争的研究費からの研究代表者等の人件費支出により確保された財源の活用方針

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ・令和2年10月9日）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者又は研究分担者（以下「PI等」という）の人件費を支出することにより確保された財源の活用方針は、以下のとおりとする。

1. 目標

世界に貢献する特色ある先端研究、地域に根ざしたオンリーワン研究、社会課題の解決につながる応用研究、さらに未来を拓く多様な基礎研究に取り組み、国際性と高い倫理性を備えた研究活動を行う。

2. 目標を達成するための経費の使途

- (1) 直接経費から人件費を支出したPI等への支援（研究者自身の処遇の改善、自由な目的で使用できる研究費の配分や研究支援体制の強化等）。
- (2) 全学の研究力の向上に資する施策（若手研究者支援の充実、共用設備・機器の整備、研究推進基盤の強化等）。

3. 留意事項

- (1) 直接経費からの人件費支出はPI等の意思によって行うものであり、本学が強制するものではない。
- (2) 経費の使途・活用策については、実施状況等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施するものとする。